

第16回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2017年6月19日（月曜日）
午前10時（開場 午前9時）

場 所 東京プリンスホテル 2階
プロビデンスホール
東京都港区芝公園三丁目3番1号

本年は開始時刻、開催場所が変更となっております。

目 次

ごあいさつ・社是・経営理念・倫理憲章	1
第16回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	4

第1号議案 取締役10名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式
報酬等の額及び内容決定の件

(添付書類)	
第16期事業報告	18
計算書類	37
連結計算書類	39
監査報告書	41
ご参考	44

株式会社

セブン銀行

証券コード：8410





株主の皆さまにおかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を6月19日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長
二子石 謙輔

社 是

1. 私たちは、お客さまに信頼される誠実な企業でありたい。
2. 私たちは、株主、お取引先、地域社会に信頼される誠実な企業でありたい。
3. 私たちは、社員に信頼される誠実な企業でありたい。

経 営 理 念

1. お客さまのニーズに的確に応え、信頼される銀行を目指します。
2. 社員一人一人が、技術革新の成果をスピーディーに取り入れ、自己変革に取り組んでいきます。
3. 安全かつ効率的な決済インフラの提供を通じて、我が国の金融システムの安定と発展に貢献します。

倫 理 憲 章（項目のみ抜粋）

1. 銀行の公共性・社会的責任の自覚
2. お客さま第一主義の実践と時代のニーズに合ったより高い利便性の提供
3. 誠実・公正な行動
4. 社会とのコミュニケーション
5. 人間性の尊重

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
株式会社セブン銀行
代表取締役社長 二子石 謙輔

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2017年6月16日（金曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

■ 日 時 2017年6月19日（月曜日）午前10時（開場 午前9時）

■ 場 所 東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール
東京都港区芝公園三丁目3番1号

本年は昨年と開始時刻、開催場所が変更となっております。
開催場所につきましては、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

■ 株主総会の目的事項

- 報告事項 1. 第16期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
2. 第16期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項 **第1号議案** 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

■ 招集にあたっての決定事項

- 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱っていただきます。
- 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<http://www.sevenbank.co.jp/ir/stock/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類には、本招集ご通知添付書類のほか、上記ウェブサイト掲載書類も含まれております。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<http://www.sevenbank.co.jp/ir/stock/>) に掲載させていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

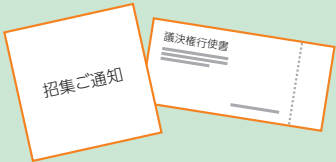
監査報告書

ご参考

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席	郵 送	インターネット
 当日は議事資料として本招集ご通知をご持参のうえ、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 株主総会開催日時 2017年6月19日 午前10時	 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。 行使期限 2017年6月16日 午後5時30分到着	 当社指定の議決権行使サイト (http://www.evote.jp/) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。 行使期限 2017年6月16日 午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

システム等に関する お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆さまへ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

第 1 号議案 || 取締役10名選任の件

現任取締役全員（11名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏 名	地 位	当事業年度における 取締役会への出席状況
1	再任	あんざい たかし 安齋 隆	代表取締役会長	13回全て出席 (100%)
2	再任	ふたごいしけんすけ 二子石謙輔	代表取締役社長	13回全て出席 (100%)
3	再任	ふなたけ やすあき 舟竹 泰昭	取締役副社長執行役員	13回全て出席 (100%)
4	再任	いしぐろ かずひこ 石黒 和彦	取締役専務執行役員	13回全て出席 (100%)
5	再任	おおいずみ たく 大泉 琢	取締役常務執行役員	13回全て出席 (100%)
6	再任	かわだ ひさなお 河田 久尚	取締役常務執行役員	10回全て出席 (100%)
7	新任	ごとう かつひろ 後藤 克弘	—	—
8	再任	おおはし ようじ 大橋 洋治	社外取締役 独立役員	13回のうち12回出席 (92.3%)
9	再任	みやざき ゆうこ 宮崎 裕子	社外取締役	13回のうち12回出席 (92.3%)
10	再任	おおはし しゅうじ 大橋 周治	社外取締役 独立役員	13回全て出席 (100%)

(注) 河田久尚氏の出席状況については、2016年6月22日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

1. 安齋 隆 (1941年1月17日生)

再任

● 略歴、地位

1963年4月 日本銀行入行
1994年12月 同行理事
1998年11月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）頭取
2000年8月 株式会社イトーヨーカ堂顧問
2001年4月 当社代表取締役社長
2005年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役（現任）
2010年6月 当社代表取締役会長（現任）

● 重要な兼職の状況

株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役

● 所有する当社株式の数

601,100株

取締役候補者とした理由

安齋隆氏は、当社代表取締役会長として、当社の経営全般において豊富な経験と実績、見識を有しており、当社経営全般の管理・監督者として適任であると判断し、取締役候補者としております。

2. 二子石 謙輔 (1952年10月6日生)

再任

● 略歴、地位

1977年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行
2001年4月 株式会社UFJホールディングス（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）リテール企画部長
2002年1月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）五反田法人営業部長
2003年10月 当社入社
2003年11月 当社業務推進部長
2004年6月 当社取締役
2006年6月 当社取締役執行役員
2007年11月 当社取締役常務執行役員
2009年6月 当社取締役専務執行役員
2010年6月 当社代表取締役社長（現任）

● 担当

監査部

● 所有する当社株式の数

229,900株

取締役候補者とした理由

二子石謙輔氏は、当社代表取締役社長として当社の経営全般を統括し、当社の中長期の成長戦略の実現に向けて取り組んでおります。当社経営の推進面に加えて、コーポレートガバナンス強化の観点からも幅広い知見を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

3. 舟竹 泰昭 (1956年11月29日生)

再任

● 略歴、地位

1980年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行
2001年7月 株式会社新生銀行リテール業務推進部長
2001年12月 当社入社
2002年10月 当社事業開発部長
2006年5月 当社業務開発部長
2006年6月 当社執行役員業務開発部長
2008年6月 当社取締役執行役員業務推進部長
2010年6月 当社取締役常務執行役員企画部長
2013年6月 当社取締役専務執行役員企画部長
2014年4月 当社取締役専務執行役員
2016年6月 当社取締役副社長執行役員（現任）

● 担当

企画部、総務部、人事部

● 所有する当社株式の数

189,000株

取締役候補者とした理由

舟竹泰昭氏は、当社取締役副社長執行役員として、当社の経営戦略や財務、資本政策、ステークホルダーに対する広報・IR活動を統括しており、銀行業務全般に対する幅広い知見を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

4. 石黒 和彦 (1957年12月2日生)

再任

● 略歴、地位

1980年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行
2001年4月 株式会社ユーフィット（現TIS株式会社）出向 取締役
2004年4月 U F J I S 株式会社（現三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社）出向 取締役
2006年3月 同社出向 常務取締役
2009年5月 当社入社
2009年5月 当社執行役員システム部長
2010年6月 当社取締役執行役員システム部長
2013年6月 当社取締役常務執行役員システム部長
2014年4月 当社取締役常務執行役員
2016年6月 当社取締役専務執行役員（現任）

● 担当

システム部、ATMソリューション部、事務部

● 所有する当社株式の数

25,800株

取締役候補者とした理由

石黒和彦氏は、当社取締役専務執行役員として、当社のATMや商品・サービスを支えるシステム部門を統括し、システム及び銀行業務全般に係る豊富な経験と実績、見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

5. 大泉 琢 (1956年10月24日生)

再任

● 略歴、地位

1980年 4 月 日本銀行入行
2002年11月 同行横浜支店長
2006年 7 月 同行決済機構局長
2008年 4 月 同行発券局長
2010年 7 月 当社入社
2011年 1 月 当社執行役員
2012年 6 月 当社取締役執行役員
2013年10月 当社取締役常務執行役員海外事業部長
2014年 4 月 当社取締役常務執行役員
2014年 5 月 株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役
2016年10月 当社取締役常務執行役員国際事業部長
(現任)

● 担当

国際事業部

● 所有する当社株式の数

15,900株

取締役候補者とした理由

大泉琢氏は、当社取締役常務執行役員として、当社の海外展開を推進する国際事業部門を統括し、当社のグローバル戦略に関する豊富な経験と実績、見識を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

6. 河田 久尚 (1960年 7 月29日生)

再任

● 略歴、地位

1984年 4 月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行
2005年12月 当社入社
2006年10月 当社業務開発部長
2011年 9 月 当社執行役員商品サービス部長
2013年 7 月 当社執行役員業務推進部長
2015年 7 月 当社常務執行役員業務推進部長
2016年 5 月 株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役（現任）
2016年 6 月 当社取締役常務執行役員業務推進部長
(現任)

● 担当

業務推進部、資金証券部、営業推進部

● 重要な兼職の状況

株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役

● 所有する当社株式の数

80,400株

取締役候補者とした理由

河田久尚氏は、当社取締役常務執行役員として、当社の新商品・新サービスの企画・推進及びＡＴＭ事業の提携先拡大を統括しており、当社ＡＴＭ事業全般に関する豊富な経験と実績を有しておりますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

7. 後藤 克弘 (1953年12月20日生)

新任

● 略歴、地位

1989年 7 月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社
2002年 5 月 株式会社イトーヨーカ堂取締役
2004年 5 月 同社常務取締役
2005年 9 月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役
2006年 5 月 株式会社ミレニアムリテイリング取締役
2009年 8 月 株式会社そごう・西武取締役
2016年 5 月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役副社長（現任）

● 重要な兼職の状況

株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役副社長

● 所有する当社株式の数

30,000株

取締役候補者とした理由

後藤克弘氏は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの代表取締役としての経験・見識を、当社経営に活かしていただくことが期待できますので、取締役候補者として適任であると判断いたしました。

8. 大橋 洋治 (1940年 1 月21日生)

社外取締役

独立役員

再任

● 略歴、地位

1964年 4 月 全日本空輸株式会社入社
1993年 6 月 同社取締役
1997年 6 月 同社常務取締役
1999年 6 月 同社代表取締役副社長
2001年 4 月 同社代表取締役社長
2005年 4 月 同社代表取締役会長
2007年 4 月 同社取締役会長
2008年 5 月 社団法人日本経済団体連合会副会長
2008年 6 月 当社取締役（現任）
2008年 6 月 日本原子力発電株式会社監査役
2010年10月 株式会社テレビ東京ホールディングス取締役（現任）
2013年 4 月 A N Aホールディングス株式会社取締役会長
2015年 4 月 A N Aホールディングス株式会社相談役（現任）

● 重要な兼職

株式会社テレビ東京ホールディングス社外取締役

● 所有する当社株式の数

2,200株

社外取締役候補者とした理由

大橋洋治氏は、A N Aホールディングス株式会社の代表取締役や社団法人日本経済団体連合会副会長としての経験・見識等を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

9. みやざき 宮崎 ゆうこ 裕子 (1951年7月9日生)

社外取締役

再任

● 略歴、地位

- 1979年4月 弁護士登録・第一東京弁護士会所属（現任）
- 1979年4月 長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所（現任）
- 1984年8月 世界銀行法務部カウンセル（1986年8月迄）
- 2012年6月 当社取締役（現任）
- 2015年6月 王子ホールディングス株式会社監査役（現任）

● 重要な兼職の状況

弁護士（長島・大野・常松法律事務所）
王子ホールディングス株式会社社外監査役

● 所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由等

宮崎裕子氏は、租税法及び企業法務を専門とする弁護士であり、その法律知識・豊富な経験等を、現に当社経営に活かしていただいております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

10. おおはし 大橋 しゅうじ 周治 (1938年11月23日生)

社外取締役

独立役員

再任

● 略歴、地位

- 1961年4月 社団法人日本能率協会（現株式会社日本能率協会コンサルティング）入社
- 1975年5月 公認会計士登録
- 1991年6月 同社常務取締役海外本部長
- 1993年9月 JMAC AMERICA, INC. 代表取締役社長
- 2001年6月 株式会社日本能率協会コンサルティング顧問（現任）
- 2013年6月 当社取締役（現任）
- 2014年6月 株式会社ヨコオ取締役（現任）

● 重要な兼職の状況

公認会計士、経営コンサルタント（大橋周治事務所所長）
株式会社ヨコオ社外取締役

● 所有する当社株式の数

10,300株

社外取締役候補者とした理由

大橋周治氏は、公認会計士としての専門的な知識、経営コンサルタントとしての幅広い見識及び会社経営者としての豊富な経験を、現に当社経営に活かしていただいておりますので、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 候補者後藤克弘氏は、当社の特定関係事業者である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの代表取締役副社長を兼務しております。
その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
なお、候補者後藤克弘氏の選任が原案どおり承認可決された場合、同氏は非業務執行取締役となります。
2. 候補者大橋洋治氏、宮崎裕子氏及び大橋周治氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者大橋洋治氏、宮崎裕子氏及び大橋周治氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、大橋洋治氏は9年、宮崎裕子氏は5年、大橋周治氏は4年となります。
4. 当社は、現在、候補者大橋洋治氏、宮崎裕子氏及び大橋周治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします）。各氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。
また、候補者後藤克弘氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当社は後藤克弘氏の間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 候補者大橋洋治氏及び大橋周治氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に対し届け出ており、両氏の選任が原案どおり承認可決された場合、引き続き、独立役員として届け出る予定であります。

第2号議案 || 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、松尾邦弘及び池田俊明の両氏は任期満了となります。
つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1.

まつ お くに ひろ

松尾 邦弘 (1942年9月13日生)

社外監査役

独立役員

再任

- 略歴、地位

1968年4月 東京地方検察庁検事任官
1998年6月 法務省刑事局長
1999年12月 法務事務次官
2003年9月 東京高等検察庁検事長
2004年6月 最高検察庁検事総長
2006年9月 弁護士登録・第一東京弁護士会所属（現任）
2007年6月 トヨタ自動車株式会社監査役
2008年6月 三井物産株式会社監査役
2009年6月 株式会社小松製作所監査役（現任）
2011年6月 ブラザー工業株式会社監査役
2013年1月 株式会社日本取引所グループ取締役
2013年6月 当社監査役（現任）
2013年6月 株式会社テレビ東京ホールディングス監査役（現任）
- 重要な兼職の状況

弁護士（松尾邦弘法律事務所所長）
株式会社小松製作所社外監査役
株式会社テレビ東京ホールディングス社外監査役
- 所有する当社株式の数

0株

社外監査役候補者とした理由等
松尾邦弘氏は、検事として長年培ってきた見識及び他社における社外取締役・社外監査役としての経験を、現に当社経営の監査に活かしていただいております。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役候補者として適任であると判断いたしました。

2. しみず あきひこ 清水 明彦 (1952年3月16日生)

新任

● 略歴、地位

1994年4月 株式会社イトーヨーカ堂入社
2004年5月 同社執行役員
2005年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス経
理部シニアオフィサー
2006年1月 同社執行役員経理部シニアオフィサー
2012年5月 同社取締役執行役員経理部シニアオフィサー
2013年6月 当社取締役（現任）
2015年5月 株式会社ヨークマート監査役

● 所有する当社株式の数

20,000株

監査役候補者とした理由

清水明彦氏は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの取締役執行役員経理部シニアオフィサーとしての経験を、現に当社経営に活かしていただいていることに加え、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりますので、監査役候補者として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 候補者松尾邦弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
候補者清水明彦氏は、過去5年間に、当社の特定関係事業者である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの取締役執行役員経理部シニアオフィサーとして業務を執行しておりました。
2. 候補者松尾邦弘氏は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者松尾邦弘氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 候補者松尾邦弘氏とは、現在、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております（ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額といたします）。同氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。
また、候補者清水明彦氏の選任が原案どおり承認可決された場合、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 候補者松尾邦弘氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に対し届け出ており、同氏の選任が原案どおり承認可決された場合、引き続き、独立役員として届け出る予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く）の報酬として、新たに、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下、「本制度」という）の導入をお願いするものであります。なお、本議案の承認可決を条件として、株式報酬型ストック・オプションについては、今後、新規の発行を行わないものとします。

本制度の導入は、取締役に対する報酬制度の一部に関して、当社の業績や株式価値と連動したものとすることで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

なお、本制度の導入に関し、人事報酬委員会の審議結果を踏まえた上で本議案を付議しております。

本議案は、2012年6月19日開催の第11回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額350,000,000円以内、うち社外取締役分は年額60,000,000円以内）とは別枠で、取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く）に対して株式報酬を支給することを提案いたします。

なお、本制度の対象となる取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く、以下本議案において同じ）の員数は、第1号議案「取締役10名選任の件」が原案通り承認可決されますと6名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という）の交付及び給付（以下、「交付等」という）を行う株式報酬制度です（詳細は（2）以降のとおり）。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり）	・ 3事業年度を対象として、合計4億円
取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法（下記（2）及び（3）のとおり）	・ 信託期間中に取締役に付与されるポイント数（株式数）の上限は1年当たり40万ポイント（株）であり、発行済株式の総数（2017年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.03% ・ 当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない

③業績達成条件の内容（下記（3）のとおり）	・ 毎事業年度の会社業績指標（連結経常収益及び連結経常利益等）の目標達成度等に応じて0～200%の範囲で変動
④取締役に対する当社株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり）	・ 取締役を退任したとき

（2）当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度を対象とします。

当社は、信託期間ごとに合計4億円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下、「本信託」という）を設定します（当初の信託期間は、2017年8月から2020年8月末日までの約3年間とし、下記の信託期間の延長が行われた場合は、以降の各3年間とする）。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役に對しポイント（下記（3）のとおり）を付与し、本信託を通じて当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3年間を延長後信託期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計4億円の範囲内で追加拠出を行い、引続き延長された信託期間中、取締役に對するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く）及び金銭（以下、「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、4億円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役に在任している場合には、それ以降、取締役に對するポイントの付与は行われませんが、当該取締役に對する当社株式等の交付等が完了するまで、一定の期間を定めた上で、本信託の信託期間を延長させることがあります。

（3）取締役に對して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役に對して交付等が行われる当社株式等の数は、以下の算定式に従って算出される株式交付ポイントに基づき、定まります。

なお、1ポイント＝1株とし、本信託内の当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たりに交付等が行われる当社株式の数を調整します。

本信託の信託期間中に取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり40万ポイントを上限とします。この付与ポイント総数の上限は、上記（2）の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(株式交付ポイント算定式)

退任等の受益者要件充足日時点における固定ポイントの累計＋受益者要件充足日時点における業績連動ポイントの累計

(固定ポイント)

信託期間中の各年に在任する取締役に対し、毎年一定の時期に、以下の算定式に従って算出されるポイントを付与します。

役位別月次報酬額（注１）×固定ポイント構成割合（注１）÷信託期間の開始日の属する事業年度の４月（ただし初回信託期間については2017年７月）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（注２）

(業績連動ポイント)

信託期間中の各年に在任する取締役に対し、毎年一定の時期に、役位及び前事業年度の会社業績目標の達成度等に応じて、以下の算定式に従って算出されるポイントを付与します。

役位別月次報酬額（注１）×業績連動ポイント構成割合（注１）×業績連動係数（注３）÷信託期間の開始日の属する事業年度の４月（ただし初回信託期間については2017年７月）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（注２）

- (注) １．「役位別月次報酬額」、「固定ポイント構成割合」及び「業績連動ポイント構成割合」は、役位や役員報酬全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合、業績連動割合等を考慮して決定します。
- ２．固定ポイント及び業績連動ポイントに小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下の端数は切り捨てるものとします。
- ３．「業績連動係数」は、毎事業年度の会社業績目標の達成度等に応じて０～200％の範囲で変動します。業績目標の達成度等を評価する指標は、連結経常収益及び連結経常利益等とします。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の時期

取締役が退任により受益者要件を充足した場合、当該取締役の退任時に、上記（３）に基づき算出される株式交付ポイントに相当する数の当社株式等の交付等を受けるものとします（ただし、一定割合について本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受ける可能性があります）。

また、取締役が死亡により受益者要件を充足した場合、原則としてその時点で付与されているポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。信託期間中に取締役が海外赴任により海外居住者となることが決定したことにより受益者要件を充足した場合、原則としてその時点で付与されているポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。

(5) 当社株式に関する議決権

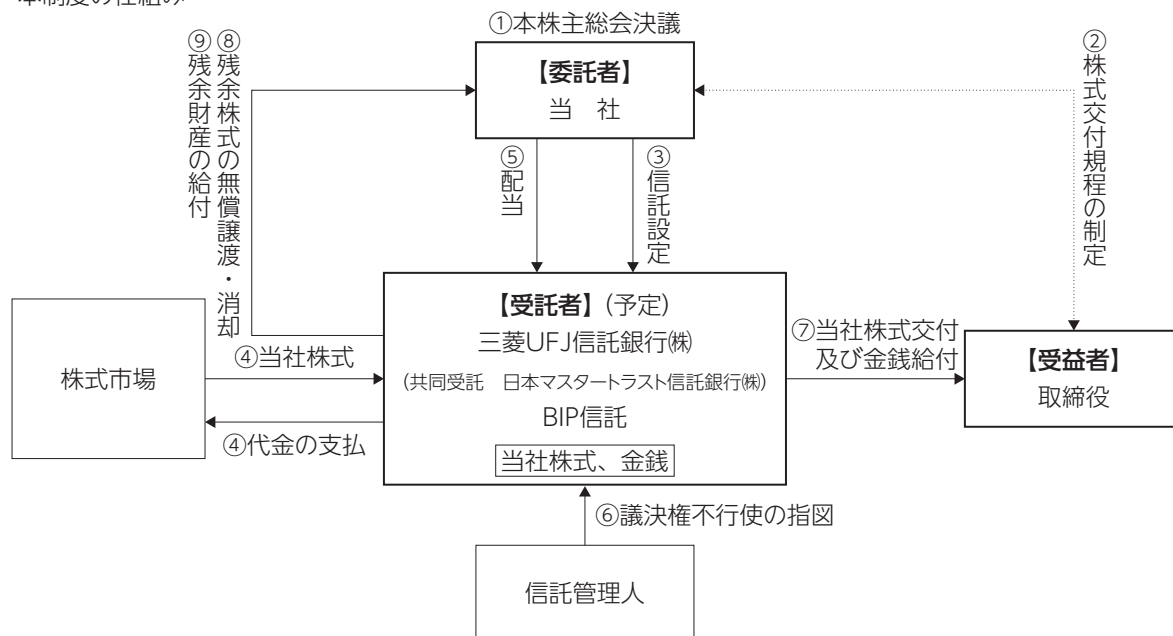
本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないもの
とします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拋出の都度、
取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、「当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」（後
記ご参考：2017年5月12日付プレスリリースの抜粋）をご参照ください。

(ご参考：2017年5月12日付プレスリリースの抜粋)
本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会の決議で承認を受けた範囲内で、金銭を信託し、退任等の受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（以下「本信託」という。）を設定します。
- ④ 受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 退任等の受益者要件を満たした取締役は、信託期間中に、株式交付規程に従い、本信託から当社株式等の交付等を受けます。
- ⑧ 信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことにより、本制度又はこれと同種のインセンティブ・プランとして本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役について定められる株式交付ポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

以 上

1 当社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当社は、セブン&アイHLDGS.のグループ各社（以下、「グループ」という）のセブン・イレブン、イトーヨーカドー等の店舗をはじめ、空港や駅、金融機関店舗等に現金自動預払機（以下、「ATM」という）を設置し、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、JAバンク、JFマリンバンク、商工組合中央金庫、証券会社、生命保険会社、クレジットカード会社、消費者金融会社等多くの金融機関などと提携することで、原則24時間365日稼働する利便性の高いATMネットワークを介して多くのお客さまにATMサービスを提供する事業を展開しております。

また、当社は普通預金や定期預金、ローンサービス、海外送金サービス、デビットサービスなどの身近で便利な口座サービスを提供しております。こうしたサービスは全国23,000台以上のATMだけでなくパソコンやスマートフォンなどからもご利用いただけます。

経済金融環境

わが国の景気は、政府の景気対策等の効果もあり緩やかな回復基調が続きました。金融面では企業の資金調達コストは低い水準で推移しており、さわめて飽和した状態にあります。

当年度における事業の経過及び成果

① ATM事業の状況

当年度も、グループ内外へのATM設置を積極的に推進したこと等により、ATMをご利用いただくお客さまの利便性向上に努めました。

当年度は、新たに沖縄海邦銀行（2016年8月）のほか、信用金庫1庫、信用組合3組合、証券会社1社、その他金融機関等4社と提携いたしました。この結果、当年度末現在の提携金融機関等は、銀行124行（注1）、信用金庫261庫（注2）、信用組合130組合（注3）、労働金庫13庫、JAバンク1業態、JFマリンバンク1業態、商工組合中央金庫1庫、証券会社12社（注4）、生命保険会社8社、その他金融機関等50社（注5）の計601社（注6）となりました。

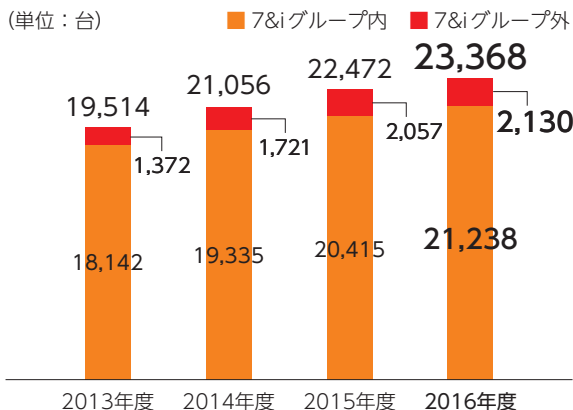
ATM設置については、グループ内ではセブン・イレブン店舗の新規出店に合わせて展開し、順調に台数を伸ばしました。一方、グループ外ではお客さまのニーズに応える形で交通・流通・観光の各施設への展開を積極的に推進しております。

また、ATMサービスをより充実させるため、キャッシュカードを使わず、スマートフォンのみでATM入出金をご利用いただけるサービスの提供を2017年3月より開始いたしました。

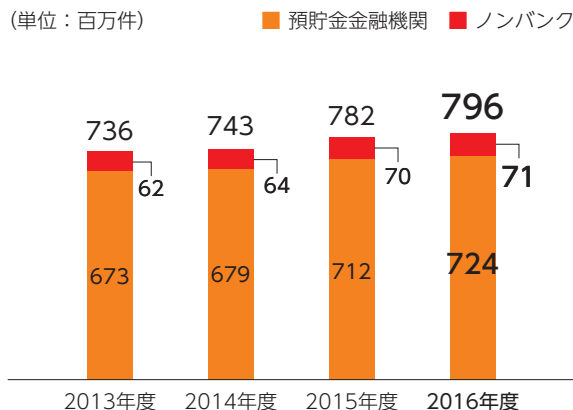
以上の取り組みの結果、ATM設置台数は23,368台（前年度末比3.9%増）になりました。また、当年度のATM1日1台当たりの平均利用件数は95.5件（前年度比3.3%減）、総利用件数は796百万件（同1.7%増）と推移いたしました。

- (注) 1. 2017年3月末の提携銀行数は、前年度末（123行）から新規提携により1行増加し、124行となりました。
 2. 2017年3月末の提携信用金庫数は、前年度末（261庫）から新規提携により1庫増加、合併により1庫減少し、261庫となりました。
 3. 2017年3月末の提携信用組合数は、前年度末（129組合）から新規提携により3組合増加、合併により2組合減少し、130組合となりました。
 4. 2017年3月末の証券会社数は、前年度末（11社）から新規提携により1社増加し、12社となりました。
 5. 2017年3月末のその他金融機関等数は、前年度末（47社）から新規提携により4社増加、提携解消により1社減少し、50社となりました。
 6. J Aバンク及びJ F マリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

ATM設置台数の推移



ATM総利用件数の推移



② 金融サービス事業の状況

2017年3月末現在、個人のお客さまの預金口座数は1,690千口座（前年度末比8.1%増）、預金残高は3,968億円（同1.8%増）、個人向けローンサービスの残高は198億円（同22.3%増）となりました。

2016年10月には、より便利で気軽なおサイフ代わりとして当社口座をお使いいただけるようデビット付きキャッシュカードの発行を開始いたしました。

③ 連結子会社

北米における当社連結子会社のFCTI, Inc.の2016年12月末現在のATM設置台数は6,227台となりました。FCTI, Inc.の連結対象期間（2016年1～12月）の業績は、経常収益77.6百万米ドル、経常利益△6.6百万米ドル、当期純利益△4.3百万米ドルとなりました。

また、インドネシアにおける当社連結子会社のPT.ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALは、ATM設置を推進し、2016年12月末現在のATM設置台数は127台となっております。

国内の当社連結子会社株式会社バンク・ビジネスファクトリーは、当社からの事務受託に加え、他金融機関からの事務受託事業を展開しております。

④ 経営成績

当年度の当社業績は、経常収益が113,109百万円（前年度比2.3%増）、経常利益が38,911百万円（同0.2%減）、当期純利益が26,871百万円（同2.9%増）となりました。

A T M設置台数の増加を主因に総利用件数は堅実に増加しましたが、経常費用の増加により増収減益となりました。

なお、当年度の当社連結業績は、経常収益が121,608百万円（前年度比1.3%増）、経常利益が36,710百万円（同1.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益が25,114百万円（同1.6%増）となりました。

⑤ 資産、負債及び純資産の状況

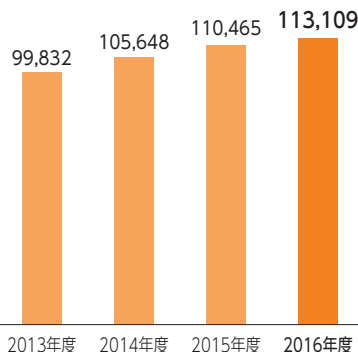
総資産は955,644百万円となりました。そのうちA T M運営のために必要な現金預け金が685,766百万円と過半を占めております。その他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引等の担保として必要な有価証券が102,533百万円、提携金融機関との一時的な立替金であるA T M仮払金が89,259百万円となっております。

負債は756,042百万円となりました。このうち主なものは預金であり、その残高は（譲渡性預金を除く）571,553百万円となっております。このうち、個人向け普通預金残高が245,245百万円、個人向け定期預金残高が151,632百万円となっております。

純資産は199,602百万円となりました。このうち利益剰余金は137,706百万円となっております。

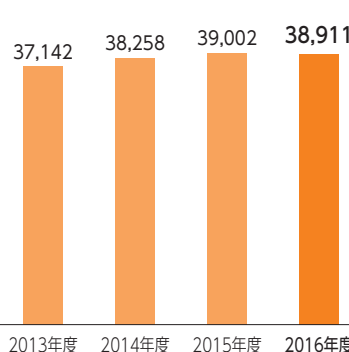
経常収益

(単位：百万円)



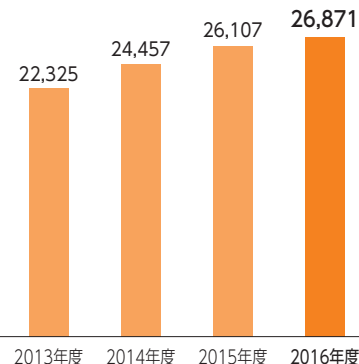
経常利益

(単位：百万円)



当期純利益

(単位：百万円)



当社が対処すべき課題

2017年度は、セブン・イレブン店舗の新規出店及びグループ外への展開も更に進むことからA T M設置台数が着実に増加し、引き続き底堅い収益環境が見込まれます。一方で、内外マクロ経済の変化や、技術の進化による決済手段の多様化等の影響を受ける可能性があります。

このような状況のなか、当社が持続的に成長するためには収益構造に厚みを持たせることが重要な課題であると認識しており、その解決に向け2019年度を最終年度とする中期経営計画を策定いたしました。

本中期経営計画期間を長期的な成長の基盤づくりの期間と位置づけ、以下3事業の強化を図り、業容の拡大に努めてまいります。

- ①A T Mプラットフォーム事業
- ②決済口座事業
- ③海外事業

これらの事業に対する具体的な取り組みは以下のとおりです。

①A T Mプラットフォーム事業

全国23,000台を超えるA T Mインフラをプラットフォームと位置づけ、提携先事業者とご利用されるお客さまを増やすための施策を展開してまいります。具体的には、既提携金融機関への新たなサービス提供に取り組むほか、決済分野への新規参入事業者に向けたサービス提供等により、従来の概念にとらわれない新しいA T M利用スタイルを創造し、新たな市場開拓に努めてまいります。

また、グループ内への着実な設置を継続しつつ、交通・流通・観光の各拠点を中心にグループ外にも高稼働のA T M設置を積極的に進めてまいります。このような取り組みを通じ、A T Mプラットフォームの品質・規模両面での充実を図りA T Mサービスの拡大に努めてまいります。

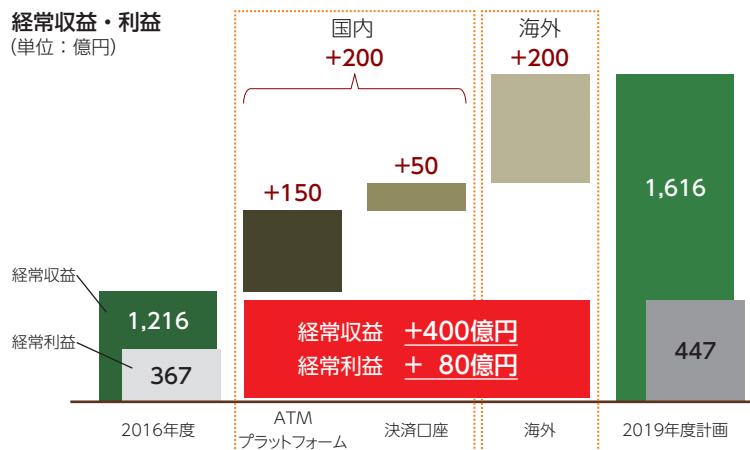
②決済口座事業

個人向けローンや海外送金サービスなどの既存サービスの利便性向上・収益力強化に加え、新技術を活用した独自の新サービスの開発により、更なる収益の拡大に努めてまいります。また、セブン・イレブンをはじめグループ各社に来店される一日2,200万人のお客さまに、決済等の新しい金融サービスを提供するための取り組みを進めてまいります。

③海外事業

2017年度より米国における当社連結子会社のFCTI, Inc.が、米国セブン・イレブン店舗内へのA T M設置を開始いたします。当面はその安定稼働に努めるとともに、米国セブン・イレブンとのシナジー効果を追求し、新しいサービスの提供も目指してまいります。また、インドネシアをはじめその他の地域への進出にも、当社が有するノウハウ・インフラを最大限活用し、海外ビジネスの開拓に取り組んでまいります。

これらの取り組みを通じ、本中期経営計画の最終年度となる2019年度には、2016年度と対比し経常収益400億円、経常利益80億円の新たな創出に努めてまいります。



最後に、当社では本中期経営計画に基づき今後新たに創出される利益を有効活用し、企業としての成長に向けた新たな分野への積極的投資とインフラ事業者として事業継続に必要なリスクへの備えとする一方、株主の皆さまへの還元についても着実に強化してまいります。今後の成長戦略と利益見通しを踏まえ、配当については従来の配当性向35%以上の方針を40%以上に引き上げ、安定的かつ継続的に配当額の維持増額に努めてまいります。

以上のように、中期経営計画に基づいた成長戦略を展開し、より一層の企業価値の向上に努めてまいります所存でございます。株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
預 金	4,375	5,015	5,470	5,715
定期性預金	2,097	2,483	2,547	2,354
その他	2,278	2,531	2,923	3,361
社 債	1,150	1,100	1,100	1,100
貸 出 金	52	104	162	198
個人向け	52	104	162	198
中小企業向け	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	1,103	840	833	1,025
国 債	810	305	—	—
その他	293	534	833	1,025
総 資 産	7,853	8,503	9,108	9,556
内 国 為 替 取 扱 高	293,264	311,432	327,104	344,226
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 155	百万ドル 240	百万ドル 315	百万ドル 430
経 常 利 益	百万円 37,142	百万円 38,258	百万円 39,002	百万円 38,911
当 期 純 利 益	百万円 22,325	百万円 24,457	百万円 26,107	百万円 26,871
1株当たり当期純利益	円 銭 18 74	円 銭 20 53	円 銭 21 92	円 銭 22 55

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
経 常 収 益	1,055	1,140	1,199	1,216
経 常 利 益	357	370	371	367
親会社株主に帰属する当期純利益	212	232	247	251
包 括 利 益	237	255	246	246
純 資 産 額	1,534	1,698	1,847	1,990
総 資 産 額	7,903	8,564	9,153	9,577

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	353人	343人
平 均 年 齢	41歳 8月	42歳 1月
平 均 勤 続 年 数	7年 1月	6年 9月
平 均 給 与 月 額	429千円	425千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数は、役員、執行役員、社外への出向者、嘱託社員、契約社員、パート社員、派遣スタッフを除き、社外からの出向者を含めた使用人数であります。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

4. 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
東 京 都	店 20 うち出張所 (2)	店 20 うち出張所 (2)
埼 玉 県	1 (1)	1 (1)
千 葉 県	1 (1)	1 (1)
神 奈 川 県	1 (1)	1 (1)
愛 知 県	1 (1)	1 (1)
福 岡 県	1 (1)	1 (1)
合 計	25 (7)	25 (7)

- (注) 1. 営業所数の内訳は、本店1、本店と所在地を同一とする17の仮想支店（個人向け12支店、法人向け5支店）及び有人店舗7出張所であります。
2. 上記のほか、当年度末において店舗外ATMを21,694か所（前年度末20,728か所）設置しております。

招集
ご通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

計算
書類
等

監査
報告
書

ご参考

□ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
本 店 上 野 出 張 所	東京都台東区上野四丁目7番8号 アメ横センタービル3F

(注) 当年度において店舗外ATMを1,876か所新設し、910か所廃止いたしました。また、本店イトーヨーカドーアリオ西新井店出張所を廃止いたしました。

ハ 銀行代理業者の一覧

名 称	主たる営業所又は事業所の所在地	銀行代理業務 以外の主要業務
りらいあコミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目6番5号	電話代理応答業務

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

所 属 金 融 機 関 の 商 号 又 は 名 称
ソ ニ ー 銀 行 株 式 会 社

(注) 当年度において株式会社三井住友銀行及び株式会社埼玉りそな銀行に係る銀行代理業を終了いたしました。

5. 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	14,213
---------	--------

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産及び無形固定資産への投資額の総額（仮勘定からの振替は除く）を表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
A T M	4,052
ソフトウェア	8,756

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

6. 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 容 内	設立年月日	資 本 金	親会社が有する 当社の 議決権比率	その他
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	東 京 都 千 代 田 区	純 粋 株 会 社 持 株 会 社	2005年 9月1日	百万円 50,000	% 45.78 (45.78)	—

(注) 議決権比率欄の () 内は、間接保有割合であります。
なお、当社とは預金取引関係等があります。

ロ 子会社等の状況

(年度末現在)

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 容 内	設立年月日	資 本 金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
FCTI, Inc.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州	A T M 運 営 事 業	1993年 8月25日	百万米ドル 19	% 100.00	—
FCTI Canada, Inc.	カ ナ ダ オンタリオ州	A T M 運 営 事 業	2015年 7月8日	千カナダドル 200	100.00 (100.00)	—
PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL	インドネシア共和国 ジャカルタ首都特別州	A T M 運 営 事 業	2014年 6月10日	億インドネシアルピア 900	96.66	—
株式会社バンク・ ビジネスファクトリー	神 奈 川 県 横 浜 市	事 務 受 託 事 業	2014年 7月1日	百万円 50	100.00	—

(注) 議決権比率欄の () 内は、間接保有割合であります。

7. 事業譲渡等の状況

該当ありません。

8. その他銀行の現況に関する重要な事項

主要な借入先

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
三菱UFJ信託銀行株式会社	10,000

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1. 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
安 齋 隆	代 表 取 締 役 会 長	株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役	—
二子石 謙 輔	代 表 取 締 役 社 長 〔担当〕 監査部		—
舟 竹 泰 昭	取締役副社長執行役員 〔担当〕 企画部、総務部、人事部		—
石 黒 和 彦	取締役専務執行役員 〔担当〕 システム部、A T Mソ リューション部、事務部		—
大 泉 琢	取締役常務執行役員 国 際 事 業 部 長 〔担当〕 国際事業部		—
河 田 久 尚	取締役常務執行役員 業 務 推 進 部 長 〔担当〕 業務推進部、資金証券 部、営業推進部	株式会社セブン・フィナンシャルサービス取締役	—
清 水 明 彦	取 締 役	株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役 執行役員経理部シニアオフィサー	—
大 橋 洋 治	取 締 役 (社外)	株式会社テレビ東京ホールディングス社外取締役	—
宮 崎 裕 子	取 締 役 (社外)	弁護士 (長島・大野・常松法律事務所)、王子ホールデ ィングス株式会社社外監査役	—
大 橋 周 治	取 締 役 (社外)	公認会計士、経営コンサルタント (大橋周治事務所所長)、株式会社ココオ社外取締役	—
翁 百 合	取 締 役 (社外)	株式会社日本総合研究所副理事長、日本郵船株式会社社 外取締役、株式会社ブリヂストン社外取締役	—
池 田 俊 明	常 勤 監 査 役		—
平 井 勇	常 勤 監 査 役		—
牛 尾 奈緒美	監 査 役 (社外)	明治大学副学長 (広報担当)、J Xホールディングス株 式会社社外監査役	—
松 尾 邦 弘	監 査 役 (社外)	弁護士 (松尾邦弘法律事務所所長)、株式会社小松製作 所社外監査役、株式会社テレビ東京ホールディングス社 外監査役	—

(注) 1. 当該事業年度中に辞任した会社役員は、次のとおりであります。

(氏 名) (辞任時の地位) (辞任年月日)
片 田 哲 也 監査役 (社外) 2016年6月22日

- 大橋洋治氏、大橋周治氏、翁百合氏、牛尾奈緒美氏及び松尾邦弘氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
- 牛尾奈緒美氏の兼職先であるJ Xホールディングス株式会社は、2017年4月1日付でJ X T Gホールディングス株式会社に社名を変更しております。

2. 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	12名	390 (うち 報酬以外の金額 83)
監 査 役	5名	66
計	17名	457 (うち 報酬以外の金額 83)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「報酬等」の額には、「報酬以外」として、2016年7月1日の取締役会決議により、ストック・オプションとして取締役6名に付与した新株予約権83百万円が含まれております。
3. 取締役及び監査役に対する役員賞与金及び退職慰労金はありません。
4. 取締役の報酬限度額は、2012年6月19日開催の第11回定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役分年額60百万円以内）と決議いただいております。
また、取締役報酬額とは別枠で、取締役に対し付与されるストック・オプションの限度額について年額100百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2008年6月18日開催の第7回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

3. 責任限定契約

当社は、業務執行を行わない取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める額としております。

3 社外役員に関する事項

1. 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
大 橋 洋 治	株式会社テレビ東京ホールディングス社外取締役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
宮 崎 裕 子	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）、王子ホールディングス株式会社社外監査役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
大 橋 周 治	公認会計士、経営コンサルタント（大橋周治事務所所長）、株式会社ココオ社外取締役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
翁 百 合	株式会社日本総合研究所副理事長、日本郵船株式会社社外取締役、株式会社ブリヂストン社外取締役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
牛 尾 奈緒美	明治大学副学長（広報担当）、J Xホールディングス株式会社社外監査役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
松 尾 邦 弘	弁護士（松尾邦弘法律事務所所長）、株式会社小松製作所社外監査役、株式会社テレビ東京ホールディングス社外監査役 兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

（注）牛尾奈緒美氏の兼職先であるJ Xホールディングス株式会社は、2017年4月1日付でJ X T Gホールディングス株式会社に社名を変更しております。

2. 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
大 橋 洋 治	2008年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 13回のうち12回出席	経営者としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
宮 崎 裕 子	2012年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 13回のうち12回出席	法曹としての経験から、経営方針、業務運営面の法令遵守、内部統制を重視した意見の表明等を行っております。
大 橋 周 治	2013年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 13回全て出席	公認会計士及び経営コンサルタントとしての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
翁 百 合	同上	当年度開催の取締役会 13回のうち12回出席	経営・金融情勢に係る専門家及び大学教授としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
牛 尾 奈緒美	2011年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 13回全て出席 当年度開催の監査役会 14回全て出席	大学教授としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。
松 尾 邦 弘	2013年6月 から現在まで	当年度開催の取締役会 13回のうち11回出席 当年度開催の監査役会 14回のうち12回出席	法曹としての経験から、経営方針、業務運営等について、意見の表明等を行っております。

3. 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	55	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 社外役員に対する役員賞与金、ストック・オプション及び退職慰労金はありません。

4. 社外役員の意見

該当ありません。

4 当社の株式に関する事項

1. 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,763,632千株
	発行済株式の総数	普通株式	1,191,528千株

2. 当年度末株主数 92,459名

3. 大株主

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 ^{千株}	持 株 比 率 [%]
株 式 会 社 セ ブ ン ・ イ レ ブ ン ・ ジ ャ パ ン	453,639	38.07
株 式 会 社 イ ト ー ヨ ー カ 堂	46,961	3.94
株 式 会 社 ヨ ー ク ベ ニ マ ル	45,000	3.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	26,038	2.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,174	2.11
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	23,009	1.93
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	15,000	1.25
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	15,000	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	13,591	1.14
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 7 4	12,810	1.07

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（128株）を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 2016年9月26日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2016年9月15日現在、FMR LLCが48,373,297株（保有割合4.06%）を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため上記大株主には含めておりません。

4. その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 山田 裕行 公認会計士 梅津 広	53	(監査役会が会計監査人の報酬等に同意をした理由) 当社監査役会は、会計監査人の当事業年度の会計監査計画・その他資料の報告を受け、前年度の監査実績の検証と評価を踏まえ、報酬見積りの監査時間・金額等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額が相当であると判断したので、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 53百万円

2. 責任限定契約

該当ありません。

3. 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社監査役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

□ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

明確な形では定めておりませんが、継続的な業況拡大やコーポレートガバナンスの強化等を通じた企業価値の最大化等により適切な対応を行っていく方針であります。

7 業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について、当社が実施すべき事項を2006年5月8日開催の取締役会で決議いたしました。本決議の内容については、年度毎に進捗状況をレビューし見直しを行っております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、経営にあたってコンプライアンスを実践するため、「コンプライアンス基本方針」・「遵守基準」を定める。取締役は、コンプライアンスへの取組状況の概要を定期的に取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存・管理し、取締役又は監査役から要請があった場合に速やかに開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、当社経営に係る損失の危険を適切に管理し、経営の健全性と効率性を確保するため、リスク管理を体系的に規定する「リスク管理の基本方針」を定める。取締役は、リスク管理に関する事項を定期的に取締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規則」を制定のうえ付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。取締役会は、業務執行の意思決定効率化のため経営会議を設置し、円滑かつ効率的な職務の執行を図るため執行役員制度を導入する。

⑤ 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「コンプライアンス基本方針」・「遵守基準」に基づいて適切なコンプライアンス体制を整備する。取締役は、社員の職務の執行において、コンプライアンスを確保するための体制構築、施策決定、施策の実施及び実施状況の検証、施策評価につき、最終責任を負う。

⑥ グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を共有するセブン&アイHLDGS.グループの一員として、セブン&アイHLDGS.グループの取締役・社員一体となった遵法意識の醸成を図る。銀行経営の健全性を最優先とし、アームズ・レングス・ルール等を遵守しつつ、独立して経営判断を行う体制を整備する。取締役会は、当社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するため、「子会社管理の基本方針」を定め、取締役は、「子会社管理の基本方針」に基づいて、子会社を適切に管理する体制を整備する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設け、監査役室専属の社員を置く。さらに、取締役は、監査役から要請があった場合には、社員に監査業務の補助を行わせるものとする。

⑧ 監査役室専属の社員の取締役からの独立性に関する事項

人事部担当役員は、監査役室専属の社員の人事異動、人事評価及び懲戒処分につき、事前に常勤監査役へ報告し常勤監査役の同意を得ることを要する。

⑨ 監査役の当該監査役の職務を補助すべき社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要な知識・能力を備えた専任の社員を、監査役室専属の社員として適切な員数を確保し、監査役に、監査役室専属の社員に対する指揮命令権を帰属させる。人事部担当役員は、監査役室専属の社員の人事異動、人事評価及び懲戒処分につき、事前に常勤監査役へ報告し常勤監査役の同意を得ることを要する。また、監査役室専属の社員に対して、業務の適正性を調査し、必要な情報が収集できるための権限が付与されている。

⑩ 取締役及び社員が当該株式会社の監査役に報告をするための体制

取締役は、監査役会から監査方針・計画及び監査実施状況・結果につき適宜説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告を行う。取締役及び社員は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上重要な事項を速やかに報告する。子会社においては、当社内の所管部署を定め、当該所管部署が、当該子会社の事業運営及びコンプライアンス、リスク管理等の内部管理等について子会社の取締役及び社員から報告を受け、その報告内容を必要に応じて、監査役に報告する。

⑪ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告者が、不利な扱いを受けないことについて、社内規程を整備し、また、これらの社内規程を適正に運用する。

⑫ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

通常の監査費用について、監査役の監査計画に応じて予算化する。また、有事における監査費用又は臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができる。

⑬ その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役、内部監査部署は、監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深める。

⑭ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

a コンプライアンス体制

当社のコンプライアンス全般につき総合的な経営運営の立場から検討・評価を行うことを目的としてコンプライアンス委員会を設置しており、当年度において4回開催している。委員会では、コンプライアンスに関する課題の把握とその対応策等を検討している。

また、当年度においては、コンプライアンス・プログラムにて「情報管理態勢の強化」を重点取組課題に掲げ、各種研修等を実施している。

b リスク管理体制

各リスクの管理統括部署より、リスク管理の状況等に関する重要事項を協議し、経営会議に答申することを目的としてリスク管理委員会を設置しており、当年度において5回開催している。委員会では、各リスクの管理統括部署より、リスク管理の状況、評価等の報告を受け、その対応策等を検討している。

c 取締役の職務執行

取締役会を13回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等の適合性と業務の適正性の観点から審議を行っている。

また、社外取締役に対し、経営への影響が大きいと思われる案件に関しては事前説明を行ったり、当社事業の状況への理解をより深めるための取組を行ったりするなど、審議の充実・効率化のための施策を講じている。

d グループ管理体制

子会社に対し、当社が承認した事業計画について、その範囲内で業務執行上の一定の裁量を付与している。その上で、取締役会等において、子会社の取締役等から経営状況等の報告を受け、現況を把握している。また、当社監査部が子会社の業務監査を定期的実施している。

e 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、当年度においては、14回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われている。

また、監査役は、取締役会・経営会議を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び監査部と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしている。

f 監査役の監査の実効性の確保

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設け、2名の社員が専属し、監査役の業務を補助している。

取締役は、監査役会から監査方針・計画及び監査実施状況・結果につき適宜説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告が行われている。

取締役及び社員並びに子会社の取締役及び社員から、監査役に対し、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上重要な事項について、適宜報告が行われている。

8 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10 会計参与に関する事項

該当ありません。

11 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置づけており、剰余金の配当については、株主への適正な利益還元の観点から、内部留保とのバランスを勘案しつつ、現金による継続的な安定配当を実現できるよう努力することを基本方針としております。配当性向については年間35%を最低目標とし、配当回数については年2回（中間配当及び期末配当）を基本方針としております。

第16期末貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	685,766	預 金	571,553
現 金	599,009	普 通 預 金	336,023
預 け 金	86,757	定 期 預 金	235,402
有 価 証 券	102,533	そ の 他 の 預 金	127
地 方 債	29,003	譲 渡 性 預 金	800
社 債	45,947	コ ー ル マ ネ ー	10,000
株 式	784	借 用 金	10,000
そ の 他 の 証 券	26,798	借 入 金	10,000
貸 出 金	19,829	社 債	110,000
当 座 貸 越	19,829	そ の 他 負 債	53,299
そ の 他 資 産	99,789	未 払 法 人 税 等	6,039
前 払 費 用	706	未 払 費 用	5,180
未 収 収 益	8,816	A T M 仮 受 金	37,763
A T M 仮 払 金	89,259	資 産 除 去 債 務	353
そ の 他 の 資 産	1,007	そ の 他 の 負 債	3,963
有 形 固 定 資 産	24,159	賞 与 引 当 金	388
建 物	1,710	負 債 の 部 合 計	756,042
A T M	18,702	(純 資 産 の 部)	
その他の有形固定資産	3,745	資 本 金	30,572
無 形 固 定 資 産	22,745	資 本 剰 余 金	30,572
ソ フ ト ウ ェ ア	18,992	資 本 準 備 金	30,572
ソフトウェア仮勘定	3,748	利 益 剰 余 金	137,706
その他の無形固定資産	4	利 益 準 備 金	0
前 払 年 金 費 用	77	そ の 他 利 益 剰 余 金	137,706
繰 延 税 金 資 産	775	繰 越 利 益 剰 余 金	137,706
貸 倒 引 当 金	△30	自 己 株 式	△0
		株 主 資 本 合 計	198,851
		その他有価証券評価差額金	217
		評価・換算差額等合計	217
		新 株 予 約 権	533
		純 資 産 の 部 合 計	199,602
資 産 の 部 合 計	955,644	負債及び純資産の部合計	955,644

第16期損益計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
経	常	収	益								
資	金	運	用	収	利	益	息				113,109
	貸	出	金	利	配	当	金			2,822	
	有	価	証	券	利	息	配	当	金	2,704	
	コ	ー	ル	口	ー	ン	利	息		26	
	預	け	金	利			利	息		2	
										89	
役	務	取	引	等	収	益				109,830	
	受	入	為	替	手	数	料			2,358	
	A	T	M	受	入	手	数	料		103,702	
	そ	の	他	の	役	務	収	益		3,769	
そ	の	他	業	務	収	益				244	
	外	国	為	替	売	買	益			244	
そ	の	他	経	常	収	益				212	
	貸	倒	引	当	金	戻	入	益		34	
	そ	の	他	の	経	常	収	益		178	
経	常	費	用								74,198
資	金	調	達	費	利	金	利	息		945	
	預	金	性	預	金	一	利	息		320	
	譲	渡	ル	マ	ネ	一	利	息		0	
	コ	ー	ル	マ	ネ	一	利	息		△20	
	借	用	金	利			利	息		96	
	社							利	息	548	
役	務	取	引	等	費	用				17,440	
	支	払	為	替	手	数	料			1,359	
	A	T	M	設	置	支	払	手	数	13,895	
	A	T	M	支	払	手	数	料		883	
	そ	の	他	の	役	務	費	用		1,301	
営	の	業	経	常	費	用				55,752	
そ	の	他	の	経	常	費	用			60	
	そ	の	他	の	経	常	費	用		60	
経	常	利	損								38,911
特	別	資	産	処	分	損				143	
	固	定	資	産	処	分				143	
税	引	前	当	期	純	利	益				38,767
法	人	税、	住	民	税	等					
法	人	人	税	等							
法	人	人	税	等							
当	期	純	利								11,895
											26,871

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

第16期末連結貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	694,588	預 金	571,510
有 価 証 券	77,866	譲 渡 性 預 金	800
貸 出 金	19,829	コ ー ル マ ネ ー	10,000
A T M 仮 払 金	89,286	借 用 金	10,000
そ の 他 資 産	15,064	社 債	110,000
有 形 固 定 資 産	25,740	A T M 仮 受 金	37,763
建 物	1,724	そ の 他 負 債	16,992
A T M	19,867	賞 与 引 当 金	471
その他の有形固定資産	4,148	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1
無 形 固 定 資 産	34,473	繰 延 税 金 負 債	1,170
ソ フ ト ウ ェ ア	19,424	負 債 の 部 合 計	758,710
その他の無形固定資産	15,049	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	183	資 本 金	30,572
繰 延 税 金 資 産	790	資 本 剰 余 金	30,554
貸 倒 引 当 金	△30	利 益 剰 余 金	132,093
		自 己 株 式	△0
		株 主 資 本 合 計	193,221
		その他有価証券評価差額金	217
		為 替 換 算 調 整 勘 定	5,012
		退職給付に係る調整累計額	73
		その他の包括利益累計額合計	5,303
		新 株 予 約 権	533
		非 支 配 株 主 持 分	22
		純 資 産 の 部 合 計	199,081
資 産 の 部 合 計	957,792	負債及び純資産の部合計	957,792

第16期連結損益計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
経常収入	益				121,608
資金運用	利息配当	金		2,848	
貸出証券	利息			2,704	
有価証券	配当			26	
コ－ル	利			2	
預け	金			115	
役務取引	等	収	益	118,226	
受入為替	手数	料	料	2,358	
A T M 受入	手数料	料	料	112,051	
その他の業	務	収	益	3,815	
そのの他	業	収	益	249	
貸倒引当	金	戻	入	283	
そのの他	金	戻	入	34	
経常費用				248	
資金調達	費用				84,897
預金	利	金		954	
預譲渡	金			320	
コ－ル	マ	ネ	利	0	
借社	金	利		△20	
役務取引	等	費用		105	
支払為替	手数料	料	料	548	
A T M 設置	支払	手数料	料	23,092	
A T M 支	払	手数料	料	1,359	
その他の業	務	費用		18,693	
そのの他	業	費用		1,527	
営業経常	費用			1,511	
そのの他	業	費用		60,781	
経常	費用			68	
経常	費用			68	
経常	費用				36,710
経常	費用				167
税金等調整前当期純利益				167	
法人税、住民税及び事業税					36,542
法人税等調整額				11,701	
法人税等調整額				△272	
当期純利益					11,429
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)					25,113
親会社株主に帰属する当期純利益					△1
					25,114

招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
計算書類等
監査報告書
ご参考

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2017年5月19日

株式会社セブン銀行
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 裕 行 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 梅 津 広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セブン銀行の2016年4月1日から2017年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2017年5月19日

株式会社セブン銀行
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 裕 行 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 梅 津 広 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セブン銀行の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月26日

株式会社 セブン銀行 監査役会

常勤監査役 池 田 俊 明 ㊞

常勤監査役 平 井 勇 ㊞

社外監査役 牛 尾 奈緒美 ㊞

社外監査役 松 尾 邦 弘 ㊞

以 上

スマートフォンによる ATM取引サービス開始!

2017年3月27日、スマートフォンを用いて入出金取引が行える「スマホATM取引サービス」の提供を、全国のセブン銀行ATMで開始しました。これにより、本サービスに対応するスマートフォンアプリを使ってATMに表示されるQRコードを読み込むことで、キャッシュカードを使うことなく入出金取引ができるようになりました(取引イメージ図参照)。

同日より、じぶん銀行のスマートフォンアプリで本サービスが利用可能となったほか、モビット等へのサービス提供も進めております。

今後は本サービスを多様なパートナー企業にご活用いただき、新たなATM利用スタイルを創造してまいります。



QRコードの読み込み

取引イメージ図(出金の場合)

1 ログイン

アプリを立上げログイン



2 アプリで取引選択

ATMボタンを押し、出金選択&金額入力 → カメラが起動



3 ATM操作開始

ATMの取引開始ボタンを押し、ATM画面に表示されたQRコードを読み込み



4 紙幣を受取り

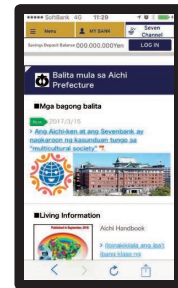
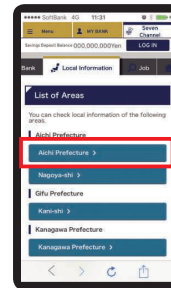
スマートフォンに表示された番号と口座の暗証番号を入力し、紙幣を受取り



海外送金アプリを活かして 多文化共生を応援しています！

セブン銀行では、海外にご家族や知人がいるお客さまのニーズに応えるため、海外送金サービスを提供しております。スマートフォン向けの「海外送金アプリ」では、サービスをより便利にご利用いただくため、外国為替レートの照会機能等の提供や多言語での情報配信を行っており、多くのお客さまにご利用いただいております。

また、当年度は外国人が多く暮らす地方公共団体と、本アプリを通じた地域情報の配信を主な目的として、多文化共生の推進に関する協定を締結いたしました。これに伴い、当該地域にお住まいの方向けに、暮らしの情報や災害情報などを多言語で配信しているほか、セブン銀行有人店舗等において協定内容を紹介するリーフレットの設置を行っております。



タガログ語

情報を9言語で受取れる
海外送金アプリ画面

セブン銀行が 多文化共生推進に関する協定を 締結した地方公共団体

- ・2016年9月 愛知県名古屋市
- ・2017年2月 岐阜県可児市
- ・2017年3月 愛知県

(参考)多文化共生とは

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」

(多文化共生の推進に関する研究会報告書 総務省 2006年3月より)



名古屋・栄出張所における資料設置の様子

株式事務のご案内

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部 (上場日 2011年12月26日)
証券コード	8410
公告の方法	電子公告により行う* 公告掲載URL：http://www.sevenbank.co.jp/ir/stock/kokoku.html ※電子公告によることが出来ない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に公告いたします。
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂7丁目10番11号 TEL：0120-232-711 (通話料無料)
同取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店

◎定時株主総会の決議結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
ご了承くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイトのご案内



最新のお知らせやセブン銀行の紹介、IRに関するお知らせなどがご覧いただけます。

<http://www.sevenbank.co.jp/ir/>



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

株主総会会場ご案内図

日時 2017年6月19日 (月曜日) 午前10時 (開場 午前9時)

会場 東京プリンスホテル 2階 プロビデンスホール
東京都港区芝公園三丁目3番1号 ☎(03)3432-1111 (代表)

※本年は昨年と開始時刻、開催場所が変更となっておりますのでご注意ください。

最寄駅のご案内

○ 都営地下鉄三田線 「御成門駅」

A1出口 から徒歩約5分

A1出口から地上に出られましたら
右へお進みいただき、右手に見えます
ホテル正面入口へお進みください。

○ 都営地下鉄大江戸線 「赤羽橋駅」

赤羽橋口 から徒歩約12分

赤羽橋口から地上に出られましたら
目の前の赤羽橋交差点を2段階に
お渡りいただき、左手の道沿いにお進み
ください。

※当日は会場周辺道路および
駐車場の混雑が予想されます
ので、お車でのご来場はご遠慮
願います。



株式会社
セブン銀行

UD FONT

